

第10回データ利活用制度・システム検討会

(開催要領)

1. 開催日時：令和7年4月24日（木）10:00～12:00
2. 場所：デジタル庁中会議室
3. 出席：

| | |
|--------|--|
| 阿部 淳 | 株式会社日立製作所代表執行役執行役副社長 |
| 安中 良輔 | 日本製薬工業協会産業政策委員会健康医療データ政策 GL |
| 生貝 直人 | 一橋大学大学院法学研究科教授 |
| 依田 高典 | 京都大学大学院経済学研究科教授 |
| 稲谷 龍彦 | 京都大学大学院法学研究科教授 |
| 岩村 有広 | 一般社団法人日本経済団体連合会常務理事 |
| 岡田 淳 | 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士 |
| 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナー弁護士 |
| 巽 智彦 | 東京大学大学院法学政治学研究科准教授 |
| 丹野 美絵子 | 公益社団法人全国消費生活相談員協会消費者情報研究所消費生活 生活専門相談員 |
| 森田 朗 | 一般社団法人次世代基盤政策研究所所長・代表理事 |

<ゲストスピーカー>

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 上田 尚弘 | デジタル庁統括官付参事官 |
| 小川 久仁子 | 個人情報保護委員会事務局審議官 |
| 鈴木 俊博 | 株式会社ドコモ・インサイトマーケティングエリアマーケティング 部長 |
| 花谷 昌弘 | 株式会社NTT データ金融イノベーション本部ビジネスデザイン室 部長 |
| 森 亮二 | 英知法律事務所弁護士 |
| 八代 将成 | 総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室長 |
| 吉田 理重 | 一般社団法人デジタルトラスト協議会理事 |

<事務局>

| | |
|-------|----------------------------|
| 小川 康則 | デジタル行財政改革会議事務局長代理 |
| 村上 敬亮 | デジタル行財政改革会議事務局長補佐／デジタル庁統括官 |
| 山澄 克 | デジタル行財政改革会議事務局審議官 |
| 吉田 宏平 | デジタル行財政改革会議事務局審議官 |

| | | |
|----|----|-------------------|
| 木尾 | 修文 | デジタル行財政改革会議事務局参事官 |
| 坪井 | 宏徳 | デジタル行財政改革会議事務局参事官 |
| 中野 | 芳崇 | デジタル行財政改革会議事務局企画官 |
| 楠目 | 聖 | デジタル行財政改革会議事務局企画官 |

<オブザーバー>

| | | |
|-----|----|------------------------|
| 瀬戸口 | 丈博 | 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長補佐 |
| 吉屋 | 拓之 | 個人情報保護委員会事務局参事官 |
| 黒藪 | 誠 | デジタル庁統括官付参事官 |
| 守谷 | 学 | 経済産業省商務情報政策局情報経済課長 |

(議事次第)

1. 開会

2. 議事

(1) 重要論点についての議論

- ・データガバナンス
- ・人流データ
- ・個人情報保護法のアップデート
- ・データ利活用制度の在り方に関する基本方針素案骨子

(2) 討議

3. 閉会

(資料)

| | |
|--------|--------------------------|
| 資料 1 | 総務省提出資料 |
| 資料 2 | デジタル庁提出資料 |
| 資料 3 | 株式会社NTTデータ提出資料 |
| 資料 4 | 森亮二弁護士提出資料 |
| 資料 5 | 一般社団法人デジタルトラスト協議会提出資料 |
| 資料 6 | 株式会社ドコモ・インサイトマーケティング提出資料 |
| 資料 7 | 個人情報保護委員会事務局提出資料 |
| 資料 8 | 事務局提出資料 |
| 資料 9 | 参加者名簿 |
| 参考資料 1 | デジタル庁提出参考資料 |
| 参考資料 2 | 個人情報保護委員会事務局提出補足説明資料 |

(概要)

○森田座長 皆さん、おはようございます。時間になりましたので、ただいまより、第10回「データ利活用制度・システム検討会」を開催いたします。

まず、本日の進行につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○山澄審議官 事務局でございます。

本日は、まずデータガバナンス、人流データにつきまして、関係府省、構成員、それから有識者の皆様に御発表いただいた後、質疑応答をいただきます。

その後、今後の取りまとめに向けまして、個人情報保護法の検討状況のアップデート、データ利活用制度の在り方に関する基本方針の素案につきまして、私ども事務局、個人情報保護委員会から発表した後、討議をいたします。

資料は席上のタブレットに格納してございますので、不具合があれば事務局にお申しつけください。

本日、阿部構成員、安中構成員、生貝構成員、依田構成員、稲谷構成員、岡田構成員、落合構成員、巽構成員はオンラインで御参加、上野山構成員、越塚構成員、穴戸構成員が御欠席となっております。

事務局からは以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、いろいろな方から御意見を伺うということになっておりまして、一方、取りまとめをするタイムリミットも限られておりますので、できるだけ効率的に議事を進めたいと思います。したがって、プレゼンテーションなさる方は時間の厳守をお願いしたいと思いますし、その後、発言がある方も原則お一人2分以内ぐらいで御発言をいただければと思います。

それでは、まずデータガバナンスに関する発表を伺いたいと思います。

総務省情報流通行政局地域通信振興課の八代将成デジタル経済推進室長から発表をお願いいたします。

○八代室長 総務省の八代でございます。本日は発表の機会をいただき、ありがとうございます。

個人起点でのデータ共有に向けて取り組んできました情報信託機能、いわゆる情報銀行について、その概要、これまでの考察、そして今後について御紹介させていただきたいと思っております。

2ページでございます。情報銀行は、総務省と経産省の指針に基づき、一般社団法人日本IT団体連盟の認定を受けた事業者が、個人とのデータ活用に関する契約等に基づいて、個人データの管理と第三者への適正な提供を行う仕組みとなっております。この仕組みは、個人のコントローラビリティを尊重し、預託されたパーソナルデータを個人に代わり活用することを通じて、その便益を個人に還元することを目的としてございます。

3ページでございます。検討当初は、個人が可能なデータ管理の範疇を超えるという現状やデータ活用が企業間で進まないという現状に対応して、個人に実効性のある関与を持

たせつつ、安心・安全にデータを流通させていく仕組みとして、信頼性と公益性を担保した仲介的な機能として情報銀行が構想されました。

4 ページでございます。これまで認定事業者や認定団体に求めるものについては国が指針として定める一方で、その指針を遵守する任意の認定制度の下で、認定団体側が事業者の認定業務を行ういわゆるソフトロー的な形を取ってございます。

5 ページでございます。これまで事業者のニーズを踏まえて、都度指針を改定してきておりまして、例えば医療分野などの要配慮個人情報の取扱いなど、個別のワーキンググループなどを通じて利活用促進のための議論を重ねてまいった次第でございます。

ここからは、個人起点でのデータ共有に関して、このビジネス、インセンティブ、ルール of 3つの観点から情報銀行について考察いたしたいと思っております。

7 ページでございます。情報銀行の特色は、利用者が安心できるルールを整備して、個人起点でデータを流通させ、企業にもビジネスチャンスを広げようとしたところがございます。他方で、個人がデータを第三者に流通させて、自らのユーザー体験が改善されるというメリットが、実際のサービスの中に見いだしづらく、結果、引き続き大企業の経済圏の中でデータがとどまるという動きとなっております。

8 ページでございます。続いて、認定制度によるインセンティブです。民間団体などによる任意のものが望ましいという考えの下、認定制度が運営されてきておりますけれども、任意の制度であるがゆえ、認定を取らなくてもデータを保有する大企業が同様の事業ができるという現実、結果、サービスの数が想定以上に増えず、認定制度の優位性が確立できていないという状況にあります。

9 ページでございます。情報銀行の認定事業者、これまで全部で8社ございますけれども、データの流通が付加価値創出までには至らず、多くは広告ビジネスにとどまっており、現在は事業を終了しているという現状でございます。

10 ページでございます。ルールの観点では、情報銀行はデータ流通の開始に先んじて、特定の色のついていない横断的なルールを立ち上げて、信頼感を醸成しつつ、市場の形成を目指してまいりました。安心・安全な流通に重きを置いた検討を行った結果、例えば情報銀行の提供先の第三者にも同等の安全水準を要求し、健康・医療データの取扱いを許容するまでに時間を要するなど、ビジネスにおける運用ニーズとのバランスをいかにとるかについて模索をしてまいりました。

ここからは、こうしたこれまでの取組での考察を踏まえ、個人起点でのデータ戦略の検討に生かせる部分について御紹介をさせていただきたいと思っております。

12 ページでございます。この後、デジタル庁様からの御発表があると思っておりますけれども、現在デジタル庁のマイナポータルAPIという仕組みで、行政機関が保有する自己の情報を国民が取得・利用可能とする仕組みがございまして、本人同意の下で事業者のサービスにおいてその情報を活用することが可能となっております。

13 ページでございます。総務省は、このマイナポータルAPIについて、健康・医療データ

を取り扱う場合の共管省庁としてAPIの承認申請審査を行っておりますけれども、昨年度このAPIを利用する事業者に対して実態調査を行っております。

14ページでございます。その中で事業者からマイナンバーカードによる認証や本人同意の下、取得したデータ、これを自社にとどまらずほかのサービスも連携し、活用したいというニーズが4分の3以上の事業者からございました。しかし、マイナポータルから得た情報を第三者提供可能とするようないわゆるプラットフォームのような形態については、積極的に推進し、市場を拡大するという意見がある一方で、どのような事業者に渡るのが分からないと懸念をするような意見がございました。

3. 今後のマイナポータルのAPIのデータガバナンスについてでございます。

16ページでございます。マイナポータルAPIは、行政機関等が保有しているデータをサービスの付加価値向上、ユーザー体験の向上に役立てることが機能の1つであると認識してございます。承認申請審査に時間を要しているといった現状があったり、第三者提供に関する意見についても様々なものがある中で、データ流通拡大のためにはデータ仲介者を許容するか、また許容したとしても、ガバナンスをどのように担保できるかといったところの検討が必要だと考えてございます。パーソナルデータの安心・安全な流通の確保と、ビジネスとして運用されることを目指してきた情報銀行の考察も踏まえ、利用者に対する安全性と事業者のビジネスニーズのバランスを考え、ルール検討に生かしていくことが重要なことだと考えてございます。これからも関係省庁として連携して取り組んでまいりたいと思っております。

発表は以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

続きまして、デジタル庁の上田尚弘統括官付参事官から発表をお願いいたします。

○上田参事官 デジタル庁の参事官でございます。

私からマイナポータルAPIの現状と課題について御説明をさせていただきたいと思っております。

次のページをめくっていただいて、まずマイナポータルAPIの御紹介でございますが、右側にある行政機関、国・地方公共団体の情報を、マイナポータルでまず閲覧することができるのですが、さらにその情報については、左側の民間企業にAPI提供をしております。民間が提供するアプリでマイナンバーカードをかざしつつ、情報が取得できるという仕組みでございます。

次のページをお願いします。こちらの仕組みについては、民間事業者の事業について拡大傾向にございまして、2023年110事業が2025年197事業ということで、幅広い民間企業に御利用をいただいております。

次のページでございます。具体的な例でございますが、例えば、上の婚活サービスについて戸籍の情報を使って独身証明をしたり、またはヘルスケアについては薬剤の情報を電子のお薬手帳に登録したり、障害者福祉の関係では障害者の割引についてJR等のサイトで

API連携したり、こういったことに利用されております。

次のページをお願いします。マイナポータルAPIで提供されているものについては、こちらのとおりでございます。先ほど申し上げましたとおり、行政機関また関係機関が所有している情報について利用できるということでございます。

次のページをお願いします。マイナポータルAPIについては、基本的には毎回マイナンバーカードをかざして利用者本人の同意を取って取得いただくという構成でございますが、この構成だと民間事業者からプッシュ型でいろいろなサービスをするのができないということございましたので、3か月に1回マイナンバーカードをかざせば、その間は自動的に情報が民間アプリに入ってきて、プッシュ型のサービスをするができるという機能も今年の12月から提供を開始しております。

次のページをお願いします。マイナポータルAPIの利用申請に当たっては、デジタル庁においてAPIの利用についての適格性の審査をしております。3つの観点での審査をしております。主体適格性ということで、その主体として利用規約や利用ガイドラインの履行について責任を持てる主体であるか。また、利用目的、これは国民にとって政府が提供する情報として国民のデータを利用して行うサービスとして適切であるか。例えば右側にありますように、利用目的として社会通念上の相当性が認められるものになっているか、こういったものについて確認しております。また、法令遵守ということでございまして、右側にありますが、個人情報保護法はもとより、セキュリティー懸念やユーザーの誤認を生むような導線・設計となっていないか、こういったところについても確認・審査をしております。

これから検討の課題について御説明をさせていただきます。2点の課題を御説明させていただきます。

まず、課題①でございます。プラットフォームによるデータの流通ということでございまして、先ほど総務省からもお話がありましたけれども、こういった主体が登場しております。先ほど申し上げましたように、マイナポータルAPIの利用においては、個々の利用目的に照らしてそれぞれ審査をするということでございます。ただ、現状ですと、こういったプラットフォーム型のサービスが出てきた場合については、この左側の絵の青のプラットフォームの審査だけではなくて、プラットフォームから先の利用目的についても確認をしているということでございます。こういった形でプラットフォームからの連携サービス（資料上オレンジの主体）が増えるたびに審査しているという構成を取っております。事業者からすると、連携先が増えるたびに審査を受けなければいけないということで、こういったことの拡大の際の利便性についてどう考えるか。一方で、私どもとしては、ピンクが増えるたびに審査を一つ一つしていかなくてはいけないということのサステナビリティ、審査の体制の在り方、こういったところについて課題を持っているということでございます。

次のページでございます。課題②でございまして、データ項目がさらに拡大をしていく

ということでございます。例えば健康・医療の領域で申し上げますと、現状はお薬の情報、や健診の情報などが主として提供されている状況でございますが、医療DXの進展において電子カルテの情報の共有も見込まれております。右側の絵にありますように、例えば傷病名、アレルギー、また生活習慣病等の検査結果、こういったより医療のコアな情報が共有されていくということでございます。こうしたものが民間事業者で活用可能になっていった場合に、従来の規制の枠組みの中で当てはめが難しいケースが出てくると思っております。これへの対応が1つ課題になっております。例えばコアないろいろな情報が来たときに、医行為との関係はどうなのか、こういったものについての在り方についても課題になっているということでございます。

私から現状と課題について御提示をさせていただきました。よろしく願いいたします。
○森田座長 ありがとうございます。

続きまして、株式会社NTTデータ金融イノベーション本部ビジネスデザイン室、花谷昌弘部長から発表をお願いいたします。

○花谷部長 NTTデータの花谷でございます。本日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、今度は企業間のパーソナルデータの活用の課題と、それから解決の方向性ということで御説明をいたします。

次のページをお願いいたします。エグゼクティブ・サマリーとしましては、このような流れになっております。まず、私たちがその企業の皆さんとお話をしていきますと、パーソナルデータをビジネスに活用していきたいという方は非常に多くいらっしゃいます。その一方で、企業さんの中では、以下に申し上げるような様々なリスクをはらみながら実施をしていると理解をしています。

例えばユーザーからの適切な同意の取得あるいは再同意に関する拒否に対してどのように対応していったらいいのか、それから個人情報や同意管理に関する企業間の運用方式、つまり自社が持ったデータを第三者に提供したときに、その先がきちんとデータを使ってくれるのか、また3つ目は、企業独自の個人情報運用の方式が法的・社会的な問題に発展するリスク、自社としてはこれでいいと思っても、それが何らかのレピュテーションを踏んでしまうとなると、それは企業にとってはリスクになるということで、こういったリスクを常に企業さん側は持っている、これを何とかしてクリアしたいということを考えておられます。

これに対して、NTTデータでは、複数の企業様と一緒に勉強会を立ち上げまして、どうしたらこういったリスクを回避できるのかということを検討してまいりました。特に利用者中心のいわゆるUXデザイン、利用者視点に立ったサービスの在り方について検討してきました。その方向性の1つが、パーソナルデータを保有する企業が事前に第三者提供の同意を取るやり方から、パーソナルデータを活用する企業のほうがサービス提供時にこれらの企業からの第三者提供同意を含む同意を取るというやり方に変更ができないかということ

をまとめております。

今後は、この社会実装に向けて何らかの形でガイドラインを運用するような協議会ですね。こういったものを立ち上げられないかとか、あるいは協議会においてガイドラインを実施するためのパイロットプロジェクトとして、何か流通のための基盤について検討できないかということを検討していきたいと思っております。

では、詳細のところに入っていきます。

次のページをお願いいたします。先ほどの企業さんの課題なのですが、弊社でこういった企業さんから意見を伺っています。これは代表的な会社さんを挙げていただいたものになりますので、これ以外にも御意見をいただいております。

例えば左上の製造業の企業さんですと、同意の取り方がどうすればユーザーに納得してもらえるのかについて悩んでいるということだったり、生保の企業さんからはグレーな状態でデータをフル活用していくことには不安がある、どうすれば明確にデータを活用できるというレベルの同意になっているのかというところがまだ理解できていないというお話。

また、左下の小売企業さんでは、グループの中でおのおのがおのおの顧客情報を持っておりまして、これがどういう同意を取られたのかによってグループ内でデータを共有できるのかどうか分からない、これをグループ統一でデータを扱いますよということで同意を取り直すとお客様が逃げていってしまうのではないかと、こういうところも心配しているというお話をいただいております。

また、ライフサイクルに合わせてデータを活用している教育産業の方々からは、昔に取った同意を忘れていることがあって、どうして今、御社がこのデータを持っているのだということ、クレームに近い問合せを受けることもあったというお話をいただいております。

こういう意味ですと、最初にサービスを提供するタイミングで同意を取るということがユーザーからすると分かりやすい反面、その後の部分が把握できないということで、非常に静的な同意になっているのではないかと考えています。ここを何とか解決したいということで、検討を始めました。

次のページをお願いいたします。共通のガイドラインということで、各社でどの企業においても同じような同意の取り方をしているからこれであれば安心だよというメッセージを利用者、消費者の皆さんにお伝えするためにも、共通のガイドラインをつくらうということで、特にグループ間や異業種間におけるデータ連携についてまとめてまいりました。

まとめたメリットとしましては、右側にお示ししているとおり、まずはA社さんがやっている同意はこういうやり方で、B社は違うやり方をやっている、このやり方は正しいのかという形で、利用者に不信を生まないようにいろいろな企業さんでこのルールが使われているのだということで、他社もやっているのですよということでリスク分散といえますか、説明責任が担保できるのではないかと。

それから、多数の大手企業が同じ手順や内容で実施されていることによって、ユーザー側もこれはこういうやり方なのだ。例えばクレジットカードの3Dセキュアという手続が

あるのですが、ああいったように、どのようなECサイトででもクレジットカードを使うときにはこのプロセスというものがあれば分かりやすいのと同じように、同意に関しても同じプロセスなのだということを理解していただくと。これによってユーザーの安心度、受容性を向上させたいと思っています。

3つ目が、こういったものを様々な企業が実施することによって社会的な認知を上げていこう、これが推進力になっていくのではないかと考えております。

次のページをお願いします。こちらが皆さん御案内のとおり、現行のパーソナルデータ流通の基本的な考え方です。真ん中のピンクの事業者（注：データ提供者）さんが最初にサービスを提供するときに、第三者提供同意についての取りまとめをユーザーさんの間で行っていると思います。すぐ右側の青い事業者（注：データ利用者）さんが出てくれば分かりやすいのですが、先ほどの教育産業のように、何年か後、十何年後にまたデータ活用されるとなると、この右側の青いデータ利用者からサービスを受ける際に、なぜだろう、どうしてなのだろうという驚きが生まれてしまうと。これを防ぐためにも、青い事業者が、こういうサービスをあなたに提供するのでどこどこ企業から第三者提供を受けたいのだ、それについて同意をしてほしいという形でまとめられないかということが、今回のガイドラインの趣旨です。もちろんその中にはいろいろな法的な観点がありますので、そこは今後クリアしていこうと思っておりますが、主な方向性としては、そのような課題感を持っております。

次のページをお願いします。これによって、これまでの単発的なコミュニケーション、つまりサービスを始めるときに同意を取ってそれ以降は何もないという単発的なコミュニケーション、「分からない」「見えない」「変えられない」というものから、継続的にやり取りをしていって、いつどこで自分の情報が使われているのかが見えること、そして最初に同意がどういう内容なのかがすぐ分かること、途中で嫌だと思ったら変えられること、こういう「分かる」「見える」「変えられる」というコミュニケーションに変えられていかなければいけないということも考えております。

次、お願いします。こうしたものに関して、最終的には1つのアイデアということで、今の同意の内容を踏まえて、ガイドラインを踏まえて、このようなデータ流通ができないかということを考えております。先ほど申し上げた協議会で例えば企業さん、右上のビルディングの会社さんがユーザーのデータを使いたい、新規サービスを提供したいというときには、どのような個人情報を使うのか、そしてこの企業がどういう会社なのかということも協議会に登録をしまして、その内容が含まれたSDKと言われるソフトウェアの部品を購入いたします。それを使って、企業側はアプリやウェブサイトを構築して、エンドユーザーからデータを集めてきます。アプリなりが起動したときには、このSDKが協議会にこのアプリ、つまりこのアプリをつくった企業さんの身元や扱うデータ、あるいはそのデータを提供するサーバーなどを確認して、問題なければこのアプリがスマートフォンの中のデータを収集して企業側に返すということをパイロットプロジェクトという形でやりたいと

思っています。

当然ながら、スマートフォンの中にデータがない場合には、外にデータを取りに行きます。例えば保険で新しいサービスをやりたいというときには、健保さんが持っている健診データであったり、銀行さんの口座の情報であったり、あるいは食事に関するデータということで購買データであったり、こういうものを企業に取りに行くときには、このサービスを提供する保険会社がこれらの企業から第三者提供を受ける、その同意をこのアプリの中で取った、その文書を企業側のAPIとやり取りをして、きちんと同意を取っているからデータを提供してくださいというようなお願いをアプリからすると、相手側のAPIがそれを確認して、ガイドラインにのっとった同意を取っているのでデータを提供しますという仕組みを構築できないかと考えております。言ってみれば、民間側のマイナポータルというか、そのような形になるのではないかと想像しております。

次、お願いします。最後に、これらの流れにつきまして、今後6月ぐらいまでに協議会の組成を行いまして、それ以降、先ほどのパイロットプロジェクトについての仕様を取りまとめたり、開発を行って、年度明けにはPOCができるようなスケジュールを考えております。もちろんまだこれはNTTデータが考えていることで、これから協議会に参加いただく皆さんと調整をすることになります。企業の課題、パーソナルデータ活用の課題に向けて、このような取組ができればいいなと思って検討をしております。

NTTデータからの報告は以上になります。ありがとうございました。

○森田座長 ありがとうございました。

続きまして、英知法律事務所の森亮二弁護士から発表をお願いいたします。

○森弁護士 弁護士の森でございます。本日はお時間をいただきまして、ありがとうございました。

次、お願いします。今回、取りまとめの前ということで、ビッグピクチャーを見せていただきました。1枚目についてコメントをさせていただきたいと思っております。左に視点、上の赤いところで論点①、下に論点②ということですね。

次、お願いします。特にこの視点の3なのですけれども、本当に重要なことを視点として取り上げていただいていると思っております。お書きのとおりということなのですけれども、特に3の透明性のところ、信頼性確保ですね。そして、その手段としてのデータガバナンス、データ主権の尊重、プライバシー、いずれも重要なことだと思っております。しっかりお書きいただいていると思っております。これについて国民が関心を持っているということについて、言わずもがなですけれども、申し上げておきます。

まず、透明性のところですが、日経クロステック、2022年の記事ですけれども、検討会等が公開されていないということの問題視する記事です。

おめぐりください。同じような記事が2024年の読売新聞にも出ておりましたけれども、今日のこの検討会も公開されていますので、既に問題としては過去のものになっているのかもしれない。

おめくりください。データ主権についても国民の皆様は関心を持っていまして、2025年3月、割と最近の記事ですけれども、ガバメントクラウドがアマゾン一強になっていることについて懸念を示す記事が出ております。

おめくりください。このデータガバナンスのプライバシーのところなのですが、ここが私の専門分野と重なりますので、少し御意見を申し上げますが、これも適切に視点の中に取り上げていただいているわけですけれども、そしてまさにそのとおり重要な課題ですけれども、実は達成があまり簡単なことではないということについてお話をしたいと思います。なぜかといいますと、基本的にはプライバシー、個人情報の利活用と保護は、事業者と消費者の利害がはっきり分かれる性質のあるものだからです。事業者が利活用、消費者が保護ということです。したがって、4ポツですけれども、政策形成において、ぜひとも消費者側の意見をしっかりと聞いていただきたいと思ひますし、そのためには適切な消費者代表の選定みたいなことが非常に重要になってくるかと思ひております。

おめくりください。デジタル庁の組織体制ということで、ウェブサイトから引っ張ってきておりますけれども、左上が新規採用、右下が合計なのですが、水色が民間人材、青が行政人材です。民間人材のほうが多いわけですけれども、これは当然といひますか、合理的なことです。なぜならば、デジタル庁が所管されます現在のテクノロジーは、それは民間側にあるからです。これを行政人材で全部やるのは無理ですし、このような構成で当然いいわけではあります。

ただ、そうではありますけれども、どうしてもメンタリティー的に企業側の意見に寄ってしまうのではないかと。これは意図的ということではなくて、ともすればということだと思ひます。そこで、意識的に消費者側の意見を聞いて採用するような「補正」みたいなことを考えていただいてもいいのではないかとと思ひております。

おめくりください。プライバシーガバナンスの中身なのですが、1ポツ目ですが、消費者が自分のデータの状況について知ることができる、そして自分のデータについて取得や利用の停止、オプトアウトを求めることができるのが重要ではないかと考えております。また、そのように考えることが、他方で、裁判所からその取扱い、そのプロジェクトはプライバシー侵害であるとされて差止め請求を受けたり、損害賠償請求を受けたりすることの防止にもつながるのではないかとと思ひます。

おめくりください。次に、視点から離れまして、上のところの論点①についてですが、論点①の一番下のところに、リスクとしてプライバシー、知財に応じたガバナンスの確保とお書きいただいております。括弧の中にプライバシー、データ保護と知財を同列でお書きいただいているのは、これは誠に適切なこととございまして、なぜならば、両者には「保護と利活用のバランス」という共通の課題があるからなのです。

しかしながら、この両者の権利者ベースには大きな違いがあるということなのです。著作権の権利者は様々です。中には情報・発信力のある大企業、マスメディアのようなものが含まれていて、権利制限に対しては敏感に反応します。これに対して、プライバシーの権利

者は情報も発信力もない一般市民であるということですね。特に情報がない。権利が制限されそうになっても、理解度が低く、反応は薄いということです。

おめくりください。少し引いた目線で論点①、論点②を併せて、そして右側の整合性の確保のところも見ておりますけれども、お話は続きなのですが、そのような理由で著作権法の規制緩和、つまり利活用提案は、これは極めて困難です。例えば一般的フェアユース条項の追加、それによって利活用がかなり促進されると思いますけれども、これはかなり前から提案されてはいますが、全く入りそうな気配がない。それに対して、個人情報法の利活用提案、規制緩和というのは、これは比較的容易にできるわけです。また、実際に個人情報委も利活用に配慮した提案をされているということです。したがって、両方の声に大小があるということですね。権利者側の声の大小があるということです。著作権法の場合は強く言う、個人情報法の場合はそうではないということです。

したがって、2ポツですけれども、個人情報法における保護と利活用のバランスにつきましては、そのような声の大小に影響されない個人情報委の専門的判断を尊重していただくことが適当ではないかと考えております。これが整合性の確保のところにつながるわけですが、小さな字で恐縮ですが、青いところの中ですけれども、1ポツは個人関与の統制の緩和、同意等原則の緩和ですね。それから、3ポツは規律遵守の実効性、具体的には課徴金や団体訴訟ということになるかと思っておりますけれども、これをパッケージで提案されてはいますが、このパッケージ提案が非常に重要であるのかと思っております。

おめくりください。利活用に十分配慮した提案をされているということで、具体的には統計的利用に使う目的であれば、それを前提にした提供等は同意が要らないのではないかと提案をされています。これは昨年10月のもので、もっと具体的なものが今年の3月に出ておまして、後ほど個人情報委からも御紹介があると思うのですが、これに対して私がヒアリングをしていただきました意見も公表されておまして、右下のところなのですけれども、現行法でも統計化することには同意等は要りませんねということと、統計化だけだったらもちろんそうなのですけれども、その前に取得するとか、提供するとか、そういったワンアクションが入っていると、それについて評価することが必要ではないかという意見を申し上げております。

おめくりください。利活用提案、個人情報法からの3月のものですが、大体このような感じになっておまして、箇条書に書いておりますけれども、赤いところで、統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ないものであることから、このような統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていることを条件に、本人同意なき個人データの第三者提供、要配慮個人情報の取得を可能としてはどうかということです。重要なことに、統計情報の作成の中にはAI開発も含むということになりますので、効果的で重要な利活用提案がなされているかと思っております。

おめくりください。さらにおめくりください。図で描きましたけれども、省略させていただきます。

おめくりください。先ほどお話ししました10月時点での御提案に対する私の意見みたいなことに対して、本検討会の第2回に産総研の高木さんからコメントをいただいていますので、それに対して反論をしておこうと思います。言い返したいからということではなく、もしかしたらその御期待もあったかもしれませんが、この話が私が申し上げたいプライバシーガバナンスに密接に関係するからです。これは高木さんの御意見ですけれども、分かりやすくするために色を塗ったり、吹き出しをつけたりしております。これをばらしてお話をしたいと思います。

おめくりください。最初の点線の囲みの中が高木さんで、下の緑の吹き出しが私の意見なので、点線の囲みの中で私の意見を引用していただいています。緑の下線部分で「本人関与は単なる手段ではなく、適正な取扱いの重要な要素」であり「本人関与が十分に確保されない規制体系では適正な取扱いは担保されない」と私が主張している、そのとおりです。その下に「本人の関与による規律に限界があるとする主張に反発している」と書いていただいています。下の吹き出しですけれども、私が「反発」しているのは、1ポツで引用されているとおり「本人関与は単なる手段」とする主張に対してということですね。2ポツのところの「本人の関与による規律に限界がある」ということについては、私は賛成です。

下の点線囲みの中に行きますけれども、1ポツのところが高木さんの御意見ですが、開示・訂正・利用停止請求は、手段的保護利益であるとされています。下の吹き出しですが、1ポツのところ、開示・訂正・利用停止請求は、私は「手段的利益」ではなくて「本質的利益」「それ自体が重要な利益」と考えています。

点線囲みの3ポツ、高木さんの御意見、本人の関与による規律に限界があるので、個人情報による介入が必要とされていますが、私はこれについては全く賛成です。本人の関与による規律、同意等による規律には限界があります。権利利益の保護のために個人情報によるパターンリスティックな介入が必要、そのような介入は消費者保護の基本のキであるということです。

おめくりください。ここは省略させていただきます。

先ほどの統計等の場合の同意等を不要にするという利活用提案に関するものなのですが、高木さんの御意見です。点線囲みの中の下から2行目のところなのですが、「問題は（プロファイリングを含む）評価に基づく決定なのであって、『情報の生成』ではない」とおっしゃっています。下の吹き出しですが、私はそうは考えないということですね。評価に基づく決定がなければリスクがないとは言えないと思います。情報の生成により、通常は知られたくないことを知られること自体が重要なリスクです。もちろん評価に基づく決定が重要なリスクになることはそのとおりです。

おめくりください。こうやって意見の違いをお示しして私が何が言いたいのかということですが、私としましては、消費者の選択を重視するプライバシーガバナンスというものを考えていただきたいということです。

1 ポツ、今日では、自分のデータがどう取り扱われるかによって、自分の見聞するものが変わってきます。それはディスプレイの中だけではなくて、オフラインでもそうです。

2 ポツ、自分のデータについて決めることが、自分の人生について決めることと同じになりつつあるということです。つまり「データの自己決定」と「自己決定そのもの」が近づいているということです。

3 ポツ、消費者の選択を重視することは、①消費者の脆弱性を認めること、②後見的観点からの当局の介入が要請されることのいずれにも矛盾しないということです。

4 ポツ、後見的介入は、不適正利用や不適正取得の場面、典型的に後見的介入が求められる場面ですけれども、消費者による選択の実効性確保の観点からも求められます。例えばダークパターン対策です。ダークパターンというものは、これは脆弱性のある消費者に対して、その正しい判断を妨げる行為であると言い換えることもできると思います。

以上なのですが、左のところに、これはあくまでも原則ですと。例外として選択が認められない場面（公益性が高い、性質上認めにくい）もあると書いております。このように書かないと、「そのような選択させろと言うけれども、がん登録法のデータベース登録は同意もオプトアウトも要求していないではないか」とか、「おまえはがん登録法に反対なのか」とか、「学生が期末試験の成績が悪かったからオプトアウトさせろとか言ったらどうするのだ」と、そういう話が必ず出てくるのですけれども、全ての場面で選択させろと言っているわけではないのです。そういう事情がある場合にはもちろん選択させなくていい。でも、原則論として消費者の選択が重要ではないかということでございます。

以上です。御清聴ありがとうございました。

○森田座長 ありがとうございました。

続きまして、一般社団法人デジタルトラスト協議会、吉田理重理事から発表をお願いいたします。

○吉田理事 お世話になります。デジタルトラスト協議会（JDTF）の吉田でございます。本日はどうもありがとうございます。

1 枚めくってください。かつて2021年にトラスト基盤の議論を内閣官房でも立ち上げていただきまして、2022年にはデジタル庁さんでトラスト基盤に関する検討の立ち上げをしていただきました。また、一昨年、経済産業省さんでウラノス・エコシステムの拡大及び相互運用性確保のためのトラスト研究会ということで、トラストがないとデータ連携が難しいということで、この前の皆さん方の御説明のとおりだと思いますが、そういった状況になっているということで、今までもそういったことを振り返りながらこの資料をまとめておりますが、全体的にどのようにデータを流通させるために、どのようなベースメントを基に繰り出していけばいいのかということで、トラストに対してどう扱うかのフレームワーク的なものを我が国としてまとめるべきではないかということが、ここまでの議論だと思っています。

一方で、俗な言い方ですが、データスペースと言われているような業務、こちらも連携

しなければいけないので、いわゆるトラストだけがあればいいのではなくて、どう使うのだという議論、そちらも含めてやらなくてはいけないということで、結構大がかりな話かと思っています。

また、一方で、後ほど御説明しますが、海外の部分でもこの辺の話はきちんと国ごと、もしくはセクターごとで進めておりますので、そこに対する相互接続性という観点でも我が国としてどうするのだという議論は、ベースメントとして持たざるを得ないと思います。ここに制度と書いてございますが、制度というよりは、今の段階ではいわゆるルール化、データを使うためのルール化をどうするのかということを中心にまとめていくべきではないかと思っています。

海外の状況などを見ていますと、デジタルトラスト基盤、これをつくるために結構早いタイミングで内容をアップデートされているのです。つまり、何を申し上げたいかということ、医療だとか、自動車だとか、カーボンフットプリント、それから金融ですね。こういった状況を見ても、いろいろなところにデータが流れていくことを考えたときに、トラストを見直さなくてはいけなくなっているということですね。そういった取組が我が国では今はまだ着手できていない状況もありますので、ぜひともこの辺を含め、いわゆるワンチームという言い方をしていますが、そういった検討を進めていただければと思います。

次のページをお願いいたします。改めて論点を申し上げますと、各国ではデータ連携に向けてルールづくりが進められています。我が国は各論としてまだそこができていないということです。一方で、データという性格上、我が国の中だけで閉じるということではないので、知らないうちに違うところ、他国に流れていることも考えられますので、こういった意味で、我が国としてどうしていくのかを考えるべきであり、各国のルール、それから相互接続性ですね。これはデータは渡さなくてははいけませんし、もらわなくてははいけませんから、担保が必要となるのではないかという意見。

それと2つ目、これはデジタル庁さんなどでも検討されていますし、経済産業省のさきの会でも検討されましたが、データ送受に関する確からしさ、これはトラストアンカーみたいな言い方をしますが、この辺をきちんとした上で、実際はデータの中身、説明にもありましたが、データは誰でも使っていいというわけにはならなくて、この人でこの部分だけ使ってほしいなどという整理をしないと駄目なのだと思うのです。そういった意味での整理が足りないと。これは世界的に見ても足りないと考えています。こういったものを我が国としてまとめて、どのようにデータを使わせていくのかというベースメント、これを我が国はDFFTを持ち出していますので、主張していくべきではないかと考えています。

少なくとも今あるのは、データ送受に対する確からしさをアンカーとした仕掛けづくりですが、先ほど申し上げたとおり、データを使わせる権利、利用する権利、そういったものも含めてヘッジしていかないとまずいと。そういった大きなところでトラスト基盤を考えるべきだと思っています。

次のページをお願いいたします。これは逆説的に書いておりますが、なぜトラスト基盤

が改めて必要なのではないかというところの議論です。

1点目は言わずもがなののですが、今、我が国の地域においてもいろいろな意味で課題が出てきているということもございまして、デジタルで解消しようということも多々あると思っています。その上で、データを使っていく、データ利用の促進が必要になるわけですが、そのためにデータの安全性を担保できないまま使っていただくという形は非常にまずい。一方で、各自治体に基づいてそれぞれがデータをこのようにやってしまったらいいだろうなどということはある得なくて、少なくとも国、それから産業界を含めた形の連携に基づいて、自治体としてもこういったトラスト基盤に基づいてデータの連携基盤をつくって、各自治体の省力化、効率化につなげてくださいという形をなすべきであろうということが1点目です。

2点目、これは先ほどの議論の繰り返しになりますが、データの2次利用ということがありまして、例えば仮想通貨などははっきりしていて、ブロックチェーンでやるのはいいのですけれども、お金、通貨という共通の認識があるものですから、それはそれでいいのですけれども、例えば私が出したデータがあまり大したものではないねと思いつつ、もらった者は非常に大事な重要なデータではないかと。こういう価値観の違いが出てきてしまう場合に、2次利用に対する考え方はきちんとまとめておくべきだと思っています。そういう意味では、データに鍵をかけるような形をきちんとすることとともに、データのクライテリアといいます、その整理も必要になるだろうということで、これはグローバルで見てもなかなかできていませんが、そういったものをやるべきではないかと思っています。

3番目、自治体や各民間においても技術的な情報の流出は困りますので、先ほど申し上げたデータの区分、これをきちんと設定した上でインフラを回していく、データを渡していくという形で、流通するデータには、誰から出されて、誰が使って、どこまで使ってということが分からないと、安心して渡せないと思うのです。そういったものの仕掛けづくりは、トラストサイドだけではなくて利用者側も含めてきちんと構築していかなければいけないと思っています。

4番目、今あるものは送信元・受信元を明確にしたデータの連携ルールでしかありませんので、これに関して、先ほど申し上げたとおり、データをどう駆使していくかを考えた上でのルール化、これを我が国として統一見解として出すべきではないかと思っています。

5番目、欧州ではデジタルサービスアクトやオンラインセーフティーアクトであるとか、そういったデジタル化の利用促進に関する法律が書き込まれております。これらに関して、トラストでは欧州でいえばeIDASみたいなものがありますが、そういったものを俯瞰しつつ、我が国としてどうするのだということところはきちんと取り決めなければいけない。業種ごと、もしくは省庁だとか、地域の業務ごとにばらばらなトラスト関係では、相手とのやり取りはできませんので、そういったものを俯瞰しておく必要があるということと、一方で、データは海外にも流れていきますので、相互接続性の担保も必要であろうと思っています。

6番目、これを最後にしたのは理由がございまして、現在経済産業省さん、経団連さん、IPAさんで取り組まれている産業サプライチェーンの部分の話は既に進んでいると。これは産業データではありますが、実質的に1番で申し上げたとおり、自治体の中のデータなどについても連携されますので、そちら側の受皿もきちんとつくるべきであろうと考えております。

次のページをお願いいたします。改めて、ここで論点として出したいのは、ルール化、いわゆる「トラストフレームワーク」という言葉で表現させていただいていますが、そういったものをきちんと整備する必要性が我が国としてあるのではないかと考えています。背景は、さきに述べたとおりでございます。

具体的には、まず1番目、データ連携システムにて検討されている越境データや異業種のデータ利用が回っていくのですけれども、それぞれのセクターでのデータの位置づけやクライテリア、つまり先ほど申し上げたとおり、私がデータを発信したときに、あまり大したデータではないと思って、仮に重要データという言い方をしますが、それを出しましたと。でも、受け取った人は非常に重要です、国として大事だというようなデータだとしたときに、この認識の差が生じてしまうわけです。この辺を網羅できるようなデータのクライテリアを整理した上で、トラストをつけていくべきではないかと考えているのが1点目です。

2番、それらの整備に基づきまして、どのような技術的な仕掛けをつければトラストが確保できたデータとなるのかということ、きちんと我が国としてルールづける必要があるだろうと考えています。これらに関しては、先ほど申し上げたデータの整理を始めないとならないので、そこからまずやるべきだと思いますが、この整理を早急にやるべきではないかと考えています。

3番目、これを基に利用者側、今回はデータ連携基盤と書かせていただいておりますが、それとトラスト側との連携をすることが必要になりますし、最終的には下に記載させていただいておりますとおり、そういうトラスト基盤を使ったデータですよということを証明するといいますか、保証するような認定制度みたいなものをどうしても立てつけなければいけなくなるかもしれない。ここは俯瞰しておくべきでしょうし、トラストフレームワークはガイドラインレベルであってもやむなしだと思いますが、認定制度はある程度つくって、ここを通しているデータはきちんといろいろなものが担保されているという形の設計が必要ではないかと考えております。

次のページをお願いいたします。これは2021年に内閣官房さんのほうでまとめさせていただいた認定制度に関する議論なのですが、これもずっとそのときから議論として今も生き残っておりまして、トラスト基盤は何かというと、1つとして、こういったトラストの認定性の確認をした上で、その仕組みを使ったもので、それをある一定の基準に基づいて回していくということ。基準はそれぞれのデータによって差異はあるかと思いますが、そういったフレームワークをつくる必要があるだろうということが1点目です。

次のページをお願いいたします。海外諸国におけるのトラストの関係としては、今回欧州そのものだけは抜いておりますが、さきの経済産業省さんのトラスト研究会でも発表されました資料、至近の例で出させていただいておりますが、シンガポール、カナダ、UK、米国、それぞれがトラストという意味で手がけております。特に見ていただきたいのは、真ん中のトラステッドリストというところのみならず、データ、AI、ここに出ていませんけれども、IoTとか、そういった意味でのトラストの整理が出てくるわけです。このベースメントとなるものが全く我が国はない状況で、これらの整理はできませんので、早急にトラストフレームワークを立ち上げた上で、これらのインプリメントに伍するようなものは何なのかという作業をしなければいけないと思っています。そういう意味では、この辺の取組をどう進めていくかが今後課題になると思っていますので、ぜひとも御検討いただきたいと思っております。

私からは以上となります。

○森田座長 ありがとうございます。

続きまして、人流データに関しまして、株式会社ドコモ・インサイトマーケティングの鈴木俊博部長から発表をお願いします。

○鈴木部長 ドコモ・インサイトマーケティングの鈴木俊博と申します。

本日はこのような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私からは「人流データと地方創生」と題しまして、ドコモのモバイル空間統計を事例に話題提供をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

次のスライドをお願いします。こちらは自己紹介スライドになります。語るに及ばずではあるのですが、本日御紹介する人流データ、研究の立ち上げから現在の事業推進に至るまで17年間を超える経験がありますので、ある程度技術面、事業面、両面で俯瞰して実態が見えているのではないかという前提でお話をさせていただきます。

次のスライドをお願いします。こちらは本日御紹介する内容になります。

次のスライドをお願いいたします。それでは、まずモバイル空間統計で分かる人流ということについて御紹介をいたします。

モバイル空間統計とは、ドコモの携帯電話のつながる仕組みを活用して推計した人口統計情報、人流データになります。日本人が約8900万台、訪日外国人が約1200万台の基地局運用データから、それぞれ全数を推計したデータになります。

次、お願いをいたします。携帯電話がつながるエリアであれば、どこでも日本全国24時間365日の人流の実態を、総数だけではなく性別や年代、居住エリア別にリアルタイムに把握することができます。

次、お願いをいたします。数ある人流データの中でも、データの精度、リアルタイム性、今日も議論にありましたデータ利活用には必ず話題に上がるプライバシー保護技術などを高く御評価いただきまして、総務大臣賞をはじめ多くの外部表彰もいただいております。

実際のデータを御覧いただいたほうがイメージが湧くかと思っておりますので、今月開幕され

ました万博のときの人流を御紹介いたします。

次のスライドをお願いいたします。左側が開幕の1か月前の人流、右側が開幕日の人流になります。

20ページ目まで順にスライドをお送りください。御覧のとおり、万博開幕日には多くの方が来訪しているというさまが分かるかと思えます。20ページ目に行きますと、ちょうど20時になりますが、フューチャーゾーンに人が集まっている様子が分かります。こちらはAdoのコンサートが開催されたということです。

次のページをお願いいたします。来訪者の居住エリアを分析いたしますと、左側になりますが、関西、関東を中心に日本全国からいらっしゃっていることが分かりますし、内訳としては、その半数が大阪府民、その半分がその他のところから来ていることも分かります。

次のページをお願いいたします。万博エリアをズームインしますと、先ほどもあった20時にピークのあったコンサートが行われたフューチャーゾーンに関しては、20代の男性が多い。一方、大屋根リング・パビリオンは昼間の時間帯に50代の方が非常に多いということが分かります。

次のスライドをお願いします。では、実際にモバイル空間統計がどのように活用されているのか、地方創生という観点で事例を御紹介いたします。

こちらは長崎市に訪れた訪日外国人の分析事例になります。長崎市にどの国の方が何人来たのか、長崎市を訪れた訪日外国人がほかにどのようなところを周遊しているのか、また長崎市内のどこに来ているのか、そういったことが人流データで明らかになります。

次のスライドをお願いいたします。どこの方が何人来たのかという部分に関しましては、観光施策の基本的なKPIとして活用いただいていますし、真ん中の長崎市を訪れた方がほかにどこに行っているのかという部分に関しては、ほかの市区町村などとの連携施策の検討に活用いただいております。右側の市内のどこに来ているのかという部分に関しては、観光の資源開拓や経済効果の分析に活用いただいております。

次、お願いをいたします。以上のとおり、人流データを活用することで観光戦略を数字に基づいて定量的に検討でき、地方創生に資することができます。

次のスライドをお願いします。こちらは新潟県の魚沼市の経済効果を最大化するための戦略検討を行ったときの事例になります。人流データを活用いたしますと、一番左にありますように、魚沼市に観光客が来たのが日帰りなのか宿泊なのか、またそれぞれがどこの県民の方なのか手が取るようになります。この事例では、日帰り客の方には宿泊していただくのかということで、よく来てくれているのですが、宿泊が比較的少ない愛知県民や大阪府民に宿泊を呼びかけることで、観光による地方活性化を狙った事例になってございます。

次、お願いいたします。また、モバイル空間統計は人々の活動の根幹である人流データであるため、様々なデータとも親和性がございます。小さくて恐縮ですが、左にあるとお

り、金融、小売、流通、観光、不動産などの各データとの相関がございます。また、右側にその一例を示しておりますが、モバイル空間統計と企業の業績情報を組み合わせることで、企業業績や経済動向を先んじて予測したり、モバイル空間統計と交通データを組み合わせることで数時間先の渋滞を予測し、交通の整流化に寄与したりですとか、生成AIと組み合わせることで対話ベースで地域経済のサポートができたりします。

以上のとおり、モバイル空間統計は単体でも地域創生に資することができますし、別のデータや技術と組み合わせることで、また新しい価値を創出することが可能になってございます。

次のスライドをお願いします。最後、本日御紹介した人流データの利活用促進に向けて、1つ御提言をさせていただきたいと思っております。本日御紹介をしましてとおり、人流データは人々の活動の根幹を示すデータでありますため、左にあるとおり、様々なデータとの連携、様々な分野への活用、応用が期待できます。しかし、それを単に見える化しただけでは、宝の持ち腐れになってしまいます。それをいかに読み解き、いかに活用するかで、地方創生などの社会課題解決につながります。すなわち、データは利活用することで価値を最大化でき、社会に還元できると思っております。

次のスライドをお願いします。データ利活用を考えた場合に、左の絵にありますとおり、個々にデータを調達して、それを読み解き、活用することで、課題解決することはもちろんできます。ただし、ベースの人流データがそろっていないと、データの基準や信頼性なども異なり、エリア間の比較もできませんし、データの読み解き方、活用のノウハウやアセットも共有ができませんので、全て独自に実施する必要が出てきてしまいます。

一方、右の図にあるように、ベースの人流データを共通化することで、エリア間の比較もできますし、ノウハウやアセットのリユースができるため、加速的に社会課題解決が進むのではないかと考えてございます。

次のスライドをお願いいたします。こちら、最後のスライドになりますが、もちろん実現には相応のコストや稼働は発生することになるかと思っておりますが、行政や民間、個人の方々が、共通の人流データを利活用し、その利活用のノウハウやアセットを共有できるような環境を整えることができれば、業界分野の垣根を越えた社会課題解決ができるデータ利活用の先進国になれるのではないかと考えてございます。

以上になります。御清聴ありがとうございました。

○森田座長 ありがとうございました。

それでは、これまでの御発表に関しまして、議論に入りたいと思っております。

御発言のある方はネームプレートを立てるか、あるいはオンラインの挙手ボタンをお願いしたいと思っておりますが、次の議題もございますので、10分か15分ぐらいでこれのディスカッションを終わらせたいと思っております。それ以外に御意見のある方は、また別途事務局にお寄せいただければと思います。その意味で、どうしてもこの場で御発言したいという方を優先したいと思っておりますので、いかがでしょうか。

落合構成員、どうぞ。

○落合構成員 どうもそれぞれ御説明いただきまして、ありがとうございます。それぞれ大変貴重な御発表だったと思っております。

私は資料1で御説明いただいていた内容の中で2点ほどお伺いしたいと思えました。

1つが、このマイナポータルを使っている部分ですが、必ずしも総務省だけで御担当されているわけではないとは思いますが、その後のデジタル庁でも御発表いただいております。こういった仕組みをどう活用していくのかは非常に重要ではないかと思っております。総務省とデジタル庁のそれぞれにお伺いしたほうがいいかもしれませんが、マイナポータルの機能として、どこまで認証の1回で省略できるようにするか、こういった機能を持たせておくといいかがあるように思っております。例えば医療のほうで利用したりすることなどを考えると、データによってはより最新性を確保するための取組であったり、3か月前の情報ですとなかなか診察などには利用できないこともあろうかと思っております。そういったところをどうお考えになるか、ここは総務省とデジタル庁様の両方にとということで考えております。

これも両省庁にかもかもしれませんが、どこまで最初の接続者が責任を持って面倒を見ていくのか、どういう責任分界の在り方にするのかは、これからのデータの仲介について考えていくに当たって非常に重要な点だと思っております。もちろん全部面倒を見ていく、その一番極致にあったのが情報銀行の仕組みだったと思えます。一方で、逆に責任を分界をしていく方向も両方あるように思っております。それこそ、受け取った事業者側の責任であると整理していく場合、そのようにできる場合はどういう場合なのかと考えていくことも重要ではないかと思っておりますが、この2点についてどうお考えになるかをお伺いしたいと思えました。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

重なる質問はあるかと思っておりますので、ほかに御質問、御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、総務省、デジタル庁、簡単に御回答いただけますか。

○八代室長 総務省から回答させていただきます。

12ページに書いてありますとおり、マイナポータルAPIから得られる情報は、例えば医療保険情報ですと、過去5年分のデータが取得可能ということになってございます。正確性、網羅性が高い情報となっております。こういったデータというものは得難いデータとなっておりますし、データの利活用が進んでいくためには、この制度もそうですけれども、流通がされるデータ、それが魅力的であることが、今後データの流通が促進されていく秘訣かと考えてございます。ただ、機微な情報でもございますので、こういったものが安心して流通する仕組みが必要かと思っております。

もう一点ございました情報銀行の取組からの学びということでございますけれども、第

三者提供先に対しても情報銀行と同等の安心・安全性を要求するなどしてきたというところがございませう。こういったところ、事業者のニーズを踏まえ、一部緩和をしてきたというところがございませうので、御指摘のあったマイナポータルですね。こういった考え方を生かすときでも、プラットフォーム事業者からその相手方、どこまでの安心・安全な管理を求めることとするか、プラットフォーマーにそれを求めることができるかといったところ、事業者のニーズも踏まえて検討していく必要があると考えております。

○上田参事官 デジタル庁から、2つ御質問があつて、まず前半の御質問ですが、データの鮮度の話だと思います。2つありまして、1つはデータそのものの鮮度がどうなのかということと、データがたまつたものをどのタイミングで民間のデータベースに移していくか、2つ議論があります。

前者のデータの鮮度については、これは我々マイナポータルというのは、行政機関なり関係機関が持っている情報のデータを渡していくものですので、そもそもの行政機関なり関係機関のデータの更新頻度がどれだけによるかということに由来しているものでございませう。医療の情報でいうと、網羅性はあるものなのですが、これは2つ種類がございまして、レセプトと呼ばれてやっているものについては網羅的に出されているものなのですが、1か月遅れのデータであるということなのではございますけれども、医療DXの中でこのデータの鮮度をリアルタイムなものに近づけていく取組がされようとしているということでございませう。ここについては、厚労省も含めて関係のところと相談しながらやっていく必要があるかと思つております。

もう一つ、どのタイミングで行政機関が持っているものを民間のデータベースに移していくかということでございませうが、我々として、先ほど御説明しましたけれども、期間連携という新たな仕組みを設けまして、1回タッチすると3か月間は自動的にという言い方はあれですが、連携できますよという仕組みはつくつております。これについては、3か月間ぐらいあればある程度プッシュ型のサービスができる余地があるということと、一方で、3か月間ぐらいに1回はマイナンバーカードをタッチしてもらわないとセキュリティーの面でも支障があるという判断の下、現状はこういった期間を取りながらやっているということでございませう。

2つ目の御質問でございませうが、今後の話というか、現状の整理ということで申し上げますと、基本的には我々がお渡ししたものは、民間の事業者がちゃんとセキュリティーを持って、ちゃんとそのデータの保護について責任を持っていくということでございまして、それについて一時的にお渡ししているところもありますが、その先も含めて我々は現状としては責任を持ってもらえる主体であるか、またその体制が整っているかも含めて審査をしているのが現状ということでございませう。

私からは以上でございませう。

○森田座長 ありがとうございます。

○落合構成員 ありがとうございます。

若干だけよろしいでしょうか。私の御質問がやや不明確だったと思いますが、3か月の点はどちらかという1回の認証でできるというよりか、最新性の関係で、場合によっては、そのくらい鮮度が必要なデータもあるように聞いておりましたので、どちらかという点と鮮度の問題でお伺いしております。そこだけ補足させていただきたかったのですが、コメントさせていただきました。

以上です。

○森田座長 それでは、もう時間がほぼ参りましたので、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の今後の取りまとめに向けた議論に入っていきたいと思います。

最初に、個人情報保護法のアップデートに関しまして、個人情報保護委員会事務局の小川久仁子審議官から発表をお願いいたします。

○小川審議官 個人情報保護委員会事務局から個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しにつきまして、2月中旬以降のアップデートを中心に御報告します。

2ページを御覧ください。こちらは3月5日に公表いたしました個人情報保護法の制度的課題の再整理の全体像でございます。各項目の詳細については、15ページ以降に添付させていただいております。特にこの緑の四角のところでございますが、先ほどから話題にもなっております、「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」でございます。特に同意規制の在り方につきまして、ここで下線を付した3項目は、事務局ヒアリングを踏まえて追加した事項になっております。特に1つ目の統計作成のところでございますが、詳細は15ページにもございますけれども、統計情報等の作成のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていることを踏まえまして、統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されている、そういったガバナンスが確保されていることを条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供、また本人同意なき公開されている要配慮個人情報の取得を可能とすることはどうかという御提案になっております。統計情報等の作成の中には、統計作成等であると整理できるAI開発等も含むといった内容になっております。

3ページを御覧ください。1月22日にこのような制度的課題の再整理を公表しております。その後、順次具体的な考え方を公表しております。関係者の方々との意見交換・対話を密にするという観点から、検討状況についてフィードバックをさせていただきましたところ、ステークホルダーの皆様方から様々な御意見を寄せていただいております。3月5日及び4月16日にそれを公表しているという状況でございます。こちらについて、参考資料2で概要全体についても添付をしております。法案を想定した上で、施行準備で検討するような詳細な論点もつけて、非常に貴重な御意見をいただいているということでございます。

4ページを御覧ください。本日は寄せられた御意見の中から、特に全体的な御意見と同意規制の中の先ほどの統計作成等に係る部分についてピックアップをして御紹介をさせて

いただきたいと思います。まず、全体的な意見でございますけれども、こちら、ヒアリングを通じて論点の見直し、追加を行ったことへの評価、またバランスの取れたパッケージではないかという御指摘をいただいております。また、個人データを源泉とする社会価値創出への期待が大きいということで、特にこの会合でも話題になっておりますけれども、我が国のAI戦略の観点からも、データ流通促進に向けた制度整備の議論を加速してはどうかとの御意見や、個人データの利活用を含む、個人情報保護法制の全体的な課題に関する整理が示されたことを歓迎ということで、議論のスタートラインだという言葉もいただいております。また、具体的な運用方法の大半は今後の下位法令、ガイドライン、Q&Aにも委ねられているということでございますので、引き続き経済界との緊密な対話を求めたいという御指摘がございました。

5 ページを御覧ください。このページは主に経済団体からいただいた御意見でございますが、技術の急速な社会実装を背景として、個人情報の保護が担保される限度で現行の規制を緩和することの検討の必要があるのではないかという御意見、3 ポツ目でございます、政府全体に横串を刺す形で、関係省庁と緊密に連携するよという御意見、4 ポツ目でございます、個人情報保護とデータ利活用促進との一体的な検討を期待するという御意見、また、ユースケースを持ち寄った上で検討していくことが重要という御指摘もいただいております。

6 ページを御覧ください。このページは主に消費者団体からの御意見でございます。1 つ目のポツ目でございます、事前規制から事後的ガバナンスの重視に移行するものがあることから、事前規制を緩和する場合に、事後的な問題行為に対する制裁と被害回復の強化は不可欠ではないかということで、それがないと逆に消費者の信頼が失われ、かえって利活用を阻害することになるのではないかという御指摘のほか、2 ポツ目でございますが、個人の権利利益が侵害されないこと、利用目的が適正である、また関係事業者が適正な利用を確保する、そういうことが担保される制度整備、また違反行為への制裁措置が必要ではないかという御意見や、規制緩和する場合に大量の個人情報が利用されることが予想され、法令違反が万が一行われた場合には被害が甚大になるのではないかということで、悪質な事案には厳罰化が必要ではないかといった御指摘もいただいております。

7 ページを御覧ください。検討の中で消費者・消費者団体に検討の場に加わっていただいて議論したということは重要であるという御指摘、また検討のプロセスに市民社会の声が適切に反映されることの重要性の御指摘もございました。

8 ページを御覧ください。ここからが統計作成のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人同意の在り方に関してでございます。2 ポツ目でございますが、方向性については賛同するという御意見を多くいただいております。3 ポツ目でございますように、統計情報等の作成というものはどういったものが対象になるのか、また統計作成等であると整理できるAI開発の具体的な範囲はどこまでかということ、またユースケースが該当するかどうか、そういったことを示してほしいという御指摘をいただいております。また、最後の

ポツでございますが、ガバナンスの在り方としての一定の事項の公表や提供元・提供先の合意などについて、過度な負担とならないような手法を検討すべきだという御指摘をいただいております。

9ページを御覧ください。こちらは事業者団体からもガバナンスの確保の重要性に関する御意見を多くいただいているということでございます。1ポツ目でございますが、この統計情報等の作成のみに利用されることを担保する場面において、適切なガバナンス確保が必要ということで、そのための手段として、PETsなどの活用も有用ではないかという御指摘をいただいております。また、ステークホルダー間の信頼の確保が重要であるという御指摘や、ガバナンスの担保のための方策をマルチステークホルダーで継続的に議論することが必要といった御指摘もいただいております。

10ページを御覧ください。上の2つは医療データ関連の団体からいただいたものでございます。一般法としての個人情報保護法の議論の中においても、特定の個人との対応関係が排斥された利用については、同意以外の法的根拠が整理される、またそれを担保するための適切なガバナンスの在り方が示されるといったことについて必要だという御意見のほか、同意が必要となる場面を本人保護の実質化の視点から見直すことは有意義だという御指摘もいただいております。

次に11ページを御覧ください。こちらについて、消費者団体、有識者からの御意見でございます。こちらはこの提案に一定の合理性があると言いつつ、万が一個人の権利利益の侵害が生じた場合を想定した仕組みが必要ではないかということで、ガバナンスやセーフティーネットが必要という御指摘のほか、提供先事業者が統計情報の作成のみに利用するように仕向ける仕組みが必要ではないかという御指摘もいただいております。

12ページでございますけれども、1ポツ目は逆にデータホルダー側のお立場の御意見でございます。特定の個人との対応関係が排斥されているか否かを、誰が確認し、責任を負うのかを明確にする必要があるのではないかという御指摘や、データホルダー、これは医療機関でございますが、それと個人の信頼関係が損なわれるような事態を招くことは決してあってはならないという御指摘もございました。2ポツ目、3ポツ目は消費者団体の御意見でございます。議論の前提として、個人の権利利益が侵害されないこと、利用目的が適正であること、事業者が適正な利用を確保する法令遵守体制を有することが必要だといった御指摘をいただいているほか、個人の権利利益が侵害されないことを確保する必要があり、差別などに用いられることのないように利用目的の制限、適正な取扱いの確保が必要といったことや、事業者がきちんと説明をすることが重要だという御指摘もいただいております。

最後のページ、こちらはデータ利活用制度・システム検討会でも示されている資料でございますけれども、個人データに関しましては、日本では個人情報保護法が一般法ということでございます。ここでも御議論されているデータ利活用の前提となっているものということで、個人情報保護法についても必要なアップデートをすることによって、土台とし

て利活用を支えていくという側面があるのではないかと思います。ステークホルダーの皆様方と議論しながら、事業者における適正なデータ利活用の推進、ガバナンスの確保、個人の権利利益の保護、また個人・消費者の信頼を確保するということで進めていければと考えております。

御説明は以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、取りまとめに向けた骨子に関しまして、事務局から発表をお願いいたします。

○木尾参事官 それでは、資料8で御説明をさせていただきます。

事前に構成員の方々も御意見の照会をさせていただきましたけれども、多数の御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、説明に入る前に立てつけでございますけれども、この表紙に事務局と書いてしまったので若干紛らわしいのですけれども、通常はこういう検討会、審議会で報告書をつくって、それを踏まえて政府の方針をつくることが多いと思いますけれども、今回はあえて報告書のある意味でパスをした上で、いきなり御議論を踏まえた基本方針、いずれ政府の名義で出されることとなりますけれども、その基本方針の案ということで御理解をいただければと思っております。

ポイントになるところだけかいつまんで御説明をさせていただきます。

まず「1. データ利活用の現状と課題」ということでございます。「Well-Beingの実現（幸福追求権の実現）」という言葉をつけております。

2. でございますけれども、基本的な視点として3つのことを書いてございます。先ほど森先生からも御指摘がございましたけれども、個人情報との関係については「(3) 透明性・信頼性の確保」というところで「相互補完性」という言葉で言及をさせていただいているところでございます。

3. でございますけれども、データ利活用環境の整備ということでございます。4. 以降のことについての総則的な事項を書いてございます。まずは基本的な考え方から始まって、2ページ目になりますけれども、先ほどデジタルトラスト協議会様から御説明をいただきましたけれども、トラスト基盤についても言及をさせていただいております。(4) のデータガバナンスのところに、ややしつこいですが、「個人・消費者への適切な配慮(PIA等)」ということについても構成員から御指摘をいただきましたけれども、記載をさせていただいております。森先生から御指摘がありましたけれども、本人関与については、高木先生にもプレゼンいただいたところでございますけれども、議論も若干分かれるところがあるのかと考えてございます。

「4. 分野横断的な改革事項」というところでございますが、(2) でデータの標準化・構造化、あるいは(3) プラットフォームの信頼性確保などデータ流通円滑化のために必要な措置ということで、これは先ほど総務省さんあるいはデジタル庁から御指摘をいただ

いたところなどは、ある意味、過去というのは失礼な言い方かもしれませんが、教訓として受け止めてございます。その上で「(4) データ利活用の前提としての個人情報の適切な取扱いの確保」ということで、これは先ほどの話も含めて確認しながら書いていくということでございます。

その上で、5. 以降はかなり各論のお話でございますけれども、まずはインセンティブ設計の話があり、行政保有データの話があり、個別分野の話があるということでございます。

8. でデジタル公共財のところを書いてございますけれども、先ほどドコモ・インサイトマーケティング様から御提起いただきましたけれども、人流データなども含めてデジタル公共財を整備していくところについても言及してございます。

9. 体制整備で、官民協議体という御示唆などもいただいているところでございますけれども、体制整備の話であるとか、「10. 当面の対応」というところで、この点については法律の議論などもいただいているところでございますけれども、当面どういうことを考えるのかを掲げていく必要があると考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

最終的な取りまとめ、基本方針の骨子ということでございますけれども、これにつきまして、これからディスカッションに入りたいと思いますので、また御発言を希望される方は合図をしていただきたいと思います。あと40分ぐらい時間がございますので、その間、議論をしていただきます。

それでは、まず丹野構成員、よろしくお願いたします。

○丹野構成員 これまでの技術の進展や社会ニーズを踏まえれば、データ利活用を進めることが社会全体のためにも、それから当然国民一人一人のためにも有益であり、その意味でデータ利活用推進は必要だと考えております。ただ、そのためには、まず関係者の理解が大前提であると思っておりますので、それについて簡単に2～3点申し上げたいと思います。

1点目は、基本方針の「4. 分野横断的な改革事項」、そこにまさに今、私の申し上げた関係者の理解を得るための方策がリストアップされていると拝見をさせていただきました。利活用の前提としての個人情報の適正な取扱いもありますし、データの正確性、真正性の確保、プラットフォームの信頼性の確保、1つ出ていませんが、ガバメントアクセスについて触れていませんが、過剰な政府アクセスの排除など、こういう事項はいずれも安心してデータを提供し、または利活用するためには欠かすべからざる基盤だと承知をしております。これらの取組をしっかり推し進めて、データ利活用に対する関係者の理解を得ていく必要があると思っております。

それに加えて、2点目です。言うまでもなく、今日、デジタル技術の急速な発展が次々に行われて、データの利用方法、保管の在り方、データベースの構築方法など、我々の想

定を超えたことが実際に次々と起こっています。それはどんどんこれからも続く傾向だろうと思われま。そこを踏まえれば、まず信頼を得るための基盤として利活用の枠組みを整備することが重要ではありますが、同時に、その見直しを継続的に行うことも大変に重要なことだろうと考えております。それが2点目です。

さらにもう一点、今、申し上げたように、信頼を得るためには枠組みを構築することも重要ではありますが、同時に、その枠組みが守られるための仕組みも構築しなければならないと思います。先ほどの小川審議官の御説明にもございましたが、個人情報法を例にしても、改正に関して、AIなどを想定した取組の見直しなどとともに、課徴金等の事後処置について提案が行われております。それは個人情報法に限らないわけで、データ利活用の仕組みについても、まずはルールとしてどうあるべきかが肝腎ではありますが、加えて、その規律がきちんと守られること及び想定していない利用がされないことなど、担保するための手段も必要だと思。ルールが守られなければ、関係者の信用を得られません。それを法的にどう担保するのかという点についても、しっかり方針としてまとめていただければと思っております。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

続いて、いかがでしょうか。

稲谷構成員、どうぞ。

○稲谷構成員 ありがとうございます。本日遅れて参加ということになっていますので、よろしく願いいたします。

私、こちらを拝見させていただきまして、例えばデジタル時代における幸福追求権保障の実質化という基本的視点でございますとか、法と技術の統合的運用と環境変化に継続的に対応できるアジャイルガバナンス、リスクベースアプローチの徹底とデータガバナンスの強化、具体的ユースケースへの着目とボトムアップアプローチ、ステークホルダー間のインセンティブ整合性の状況や連携によって実現させる効果ですね。こちらはデジタル公共財の創出みたいなものもあると思。そういったものに配慮したデータ連携の取組など、この検討会で発言させていただくことの多くを各項目において適切に酌んでくださっているように思。まずその点について感謝を最初に申し上げたいと思。

ただ、その上で1点だけ少し申し上げたいことがござ。それは本日御報告にもありましたデジタルトラストの問題とも少し関係するのですけれども、今のこの方針の中では、データセキュリティーが少しデータガバナンスの下位概念に位置づけられているように思。ただ、ガバナンスと言ってしまうと、どうしても受ける印象といたしましては、基本的には各組織内での体制や構造の整備といった問題として理解されやすいところがあるように思。データセキュリティーにつきましてもそういった側面がないわけではないことは間違いのないと思。ただ一方で、データセキュリテ

イーを確保しながらデータを流通させるためには、データの種別等に着目して組織や分野を横断して、しかし安全に利用できるような技術的基盤の整備が非常に必要となってくると思います。

例えばクラウドに関しましては、ある文脈における特定のデータ種の利用と関係する法益侵害の具体的なリスクを合理的に低減できる技術的措置を利活用できるようにしておくというところは非常に重要でございまして、つまり法と技術の統合的運用によって、単に一組織のみならず組織や分野を横断したセキュリティーを確保する、このデータセキュリティーがデジタルトラストの創出へとつながっていくと、こういった議論であると存じておりますので、組織体制等に着目した通常のガバナンスの議論には収まらない射程が含まれていると思います。したがってデータガバナンスの下位概念というよりも、それと密接に関係する独立の概念、項目として位置づけていくほうが望ましいのではないかと思います。以上でございます。少しコメントさせていただければと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○森田座長 ありがとうございます。

続いて、岩村構成員、どうぞ。

○岩村構成員 ありがとうございます。

個人情報委員からの御説明に関連して、個人情報の保護と利活用、この両方に関する経済界の考え方を改めて申し上げます。

経団連が掲げていますSociety 5.0の実現のためには、個人の信頼を前提とした個人データの利活用が不可欠ということで、デジタル社会における個人の権利利益の保護とデータ利活用について俯瞰的な議論をすることが重要ではないかと。したがって、この検討会、またデジタル行財政改革会議における検討を整合する形で個人情報保護法制の在り方、これについての議論を深めていくことが重要でございます。

とりわけ、課徴金制度であるとか、団体による差止め請求制度、こういった論点に関しては、その企業のデータ利活用の取組を萎縮させることのないように、導入ありきではない慎重かつ丁寧な検討をお願いしたいと。これはもう何度も申し上げている話ですけれども、重ねてお願いしたいと思います。

また、今般、個人情報委員から個人データの利活用の個人情報保護法制の全体的な課題に関する整備ということで、先ほども御紹介がありましたけれども、こうした整理が示されたことで個人情報保護法の見直しに向けた議論のスタートに立てたと経済界としては考えています。私どもの本件に関する意見についてはホームページにも掲載してございますので、御覧いただければ幸いです。

それと、この資料8の基本方針ですね。これまでのいろいろな私どもの意見も形になっておりまして、感謝申し上げたいと思います。その上で、様々な機会を捉まえて申し上げているのですけれども、最後の9.の体制整備で、データ戦略の司令塔機能など、ここは非常に重要だと思っていますので、これはデジタル庁の体制や予算、そういったものをし

っかりとリソースとして確保していただきたいと思います。EUなどはデータスペースに関連する予算の規模も桁が1つか2つぐらい違っていますので、それなりのリソースは割かなければということが私どもの意見です。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、岡田構成員、それから落合構成員、お願いします。

○岡田構成員 岡田でございます。

私からは、まず個人情報保護委員会の小川審議官からの御報告について、2点コメントです。

様々なステークホルダーを巻き込んで丁寧な議論を重ねてくださっていて、密度の濃い議論が蓄積してきているということを実感しまして、本当にこれまでの御尽力に敬意を表します。

その上で、1点目なのですが、特にAI関係や本人の同意を要しない利活用について、改正のスピード感は非常に重要だと思っております。もちろん様々な政治的な調整も含めて本当に御苦労されているとは推察しますが、改正法案がいつ提出されるのか、そして施行までどれぐらいの時間がかかるのか、今から施行まで2年とか3年とかということになる可能性もあると思うのですが、今、議論していることがまたかなり陳腐化をして実情にそぐわなくなってしまう可能性もあるので、可能な限りスピード感を持って引き続き進めていただきたいと思っております。

2点目は、基本的な考え方をめぐる議論の過程で正しいことは議論されているのだけでも、最後に法律として条文化されるとちょっと当初の本来の意図とは違う形になってしまうように思うようなこともこれまで個人情報保護法に限らずいろいろな法律で見ているところなので、できるだけ今の議論の方向性を生かして可能な限りシンプルで分かりやすい法改正、実情に即した条文化も進めていただきたいと思っております。

もう一つが、今の基本方針のほうなのですが、これについて私も異存はないのですが、1点コメントとしては、非常に多くの論点を網羅してくださっていて、すばらしいものだと思っております。他方で、全てを同時並行的にどこまで実現できるかという問題もあるとは思っていて、これは基本方針の中にどこまで書き込めるのかという問題はあると思うのですが、ある程度政策のメリハリというか優先順位的なところも読めば分かるような形でもう少し整理ができると、さらに読み手としてはメッセージが伝わりやすい部分もあるのかとは思いました。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、落合構成員、どうぞ。

○落合構成員 ありがとうございます。

1つ目が、総務省の情報銀行の御報告にも関連して、データ受領者等の認証の考え方と

いうところです。1つ重要かと思っておりますのは、こういったデータの受領者や仲介者の認証の仕組みを整備する際には、データの提供に関するインセンティブ設計が、必ずしも認証という仕組みだけで出来上がっているわけではない、ということが大事だと思っております。こういう認証の仕組みをつくりさえすればデータを出してくれるというものでなくて、データを本当にこういう場面でこういう理由だから出してくれるというインセンティブを分析して、勾配をつけるという言い方になっていたかと思っておりますが、そういった形にさせていただくことが必要かと思っております。過度に厳しい条件をつけてしまいますと、事業者のデータ利活用の活動の支援につながらないという場合もありますので、注意していただくことが必要かと思っております。

2点目としまして、個人情報保護法の見直しについてで、基本的な考え方としては、この検討会でもいろいろ議論がされてきておりますが、次回の3年見直しやその後の見直しの際にデータを取り巻く社会的な環境や技術動向を踏まえて、保護と利活用の実質的なバランスが調和した、表面的ではないような踏み込んだ在り方が議論されていることは常に重要だと思っております。同意の在り方やデータベース単位の規制も、将来的にはという議論はありましたが、そういった議論は非常に重要ではないかと思っております。

一方で、こういった事前規制型からの転換につながってくる部分を踏まえますと、よりデータに対するガバナンス、個人データの取扱いに関するガバナンスの強化は必要な観点であって、特にダークパターン等の現代的な個人情報の観点から重要と考えられるような問題への対応なども含めて、ガバナンスの強化は必要だと思っております。

個別の論点としては4つほどございまして、統計作成等の本人同意の在り方についてですけれども、こちらはAIの場合だけに限定しないような医療機器、創薬、治療方法等の研究開発などで利用できることが重要だと思っております。

また、個人情報保護委員会だけの論点ではございませんが、医学系倫理指針も含めて一括して利用できるような環境の整備が重要だと思っております。

3点目としては、医療情報の1次利用の基盤を構築する際に、生命身体、公衆衛生例外、契約履行等の類型の整備は、利用可能性があるような形で整備していただくことが医療情報の1次連携を考えるに当たって重要ではないかと思っております。

また、行政機関等匿名加工情報の利用が限定的であり、利用可能性があるような整備が必要かと思えますし、仮名加工情報に相当するような情報の利活用についても考えていただくことが重要かと思えます。

そのほか、基本方針に関する意見ですが、データの収集は医療分野や前回のモビリティーに関して少し議論をさせていただきましたが、それだけではなくて、電気、水道、ガス、通信等の生活インフラや、国土保全、災害対応、インフラ維持の観点も踏まえて、不動産などの情報のデータも整備をされることが重要だと思われれます。電気、通信のインフラについては、デジタルインフラの基盤になっているとも考えられますので、重要かと思えます。

こういったデータの収集に当たっては、AIでの分析を想定して収集・整備されることが重要であって、宇宙産業やドローン、航空機、自動車等のモビリティを利用してデータを収集していくことも必要と思われるので、こういった分野の情報収集を強化するべく、制度面での整備や、高度な実装を早期に実施できるような後押しも必要だと思っております。

2点目としまして、トラスト基盤についてです。トラスト基盤については、欧州もeIDASについては失敗を経ながら試行錯誤しているところだと認識しておりまして、一般的にデジタル政策を転換しようとしているということは、前回御報告させていただいたところでもございます。デジタルサービスを担う事業者としては、実際には米国が強いというところもありますので、欧州のみによらず主要各国の政策実務のよしあしを比較しつつ、適切な基盤整備がされることが重要だろうと思えます。トラスト基盤としては、個人・法人等のIDだけではなくて、分野ごとのテーマに応じたID整備が重要だと思えますし、ベリファイアブルクレデンシャル、署名機能、ウオレットなどの整備が必要だと思えますが、トラスト基盤の共通整備を行う範囲はなるべく最小限にした上で、そのほかの取組との連結の可能性を確保していくことが重要だと思えます。

3点目としまして、AI・ロボティクスに関する取組というところですが、AI・ロボティクスの利活用が進むということが今回の議論の1つの目的になっていると思えますが、そういった場面で、将来的な技術変化もあるとは思いますが、現在の状況を踏まえると、人間の行動を前提とせずに機械的な処理を行いやすいような、標準的なプロトコルや連携枠組みを整備していくことが重要であると考えます。これは法的問題だけではなくて、技術的な合意形成や標準化により、実現されるべきところも強いように思っております。

また、こういったガバナンスの仕組みを強化していく中でも、プライバシー強化技術などの仕組みを、データ収集や多数のAIが共同していくような場面で利用できるようにしていくことは、重要であろうと考えております。こういった事業を実施していくために、官民で適切な合意形成を行い、取組を後押しするために、人材のリソースや資金面での支援などがされることにも意義があると思えますし、こういった取組の前提としてデータ整備を本検討会で議論していると思えます。

最後に、システム・技術的構成に関する調査が今後必要ではないかという点です。今回の基本方針案は、これまでの議論を踏まえてかなり網羅的に、特に制度政策的な対応事項については、過去の政府の検討に比べてもより網羅的な検討がされているように思っておりまして、関係者の皆様の取りまとめに感謝申し上げたいと思えます。

ただ、1点、技術的な動向やシステム情報連携基盤、データベース標準化戦略、AI・ロボティクスの活用などの側面については、まだ十分議論ができていない部分もあると思えますので、6月の取りまとめ以降に国内外の動向調査や必要な議論を実施した上で、基本方針案に追加していくことを将来的にお願いしたいと思えました。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

毎回そうですが、終わりの頃になりますと手を挙げる方が多くなってまいりまして、それでは、次、依田構成員、それから安中構成員、生貝構成員、巽構成員の順で御発言いただきたいと思います。本日はそれくらいにさせていただきたいと思いますので、簡潔にお願いいたします。

それでは、依田構成員、どうぞ。

○依田構成員 承知いたしました。簡潔に意見をメモにしてありますので、それを読み上げさせていただきます。

AIによるプロファイリングの普及に伴い、プライバシー保護の焦点は、情報提供、データ提供の有無を問わず、プロファイリングによる不当な不利益や差別の防止へと移りつつあります。現在の個人情報保護論では、プロファイリングは個人の権利利益に与える影響が、法的・倫理的検討の中心となってきております。

しかし、現行の個人情報保護法では、まだ自動化された意思決定やプロファイリング全般に対して、包括的な拒否権、オプトアウト権が明記されているには至っておりません。現行法では、違法取得や目的外利用など特定の場合に限り、利用停止を請求できるにとどまっております。

そのため、プロファイリングの影響を受ける全ての人に対して、実効的な権利を保障する制度設計が今後の課題になると思います。

その一環として、検討されていく団体による差止め請求制度や被害回復制度は、本人が被害に気づきにくいケースにも対応可能な仕組みとして評価できます。AIによる自動処理が一般化する中で、こうした代理的・集団的救済手段の整備は重要で、賛成いたします。

さらに、プロファイリングに対しては、本人が明確に拒否できるオプトアウトの仕組みも検討が必要になっていくかと思います。データ提供の有無にかかわらず望まないプロファイリングを回避する手段として、包括的なオプトアウトする権利の制度化とその透明性の確保が、個人のプライバシーや尊厳を守る上で必要ではないかと考えております。

私からは以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

続きまして、安中構成員、どうぞ。

○安中構成員 製薬協の安中でございます。ありがとうございます。

資料8について、1点ほどコメントさせていただきたいと思います。

私どものこれまでの発表なり発言の内容を酌み取っていただきまして、ありがとうございます。正直に申し上げまして、本文を読んでみないとこの立てつけでいいのかどうかは分かりにくいところもございますが、いずれにしても現時点ではこの内容に対して反対意見あるいは修正意見はございません。

その上なのですけれども、「10. 当面の対応」というところが気になりまして、目指すべき理想像からのバックキャストでロードマップをしっかりと描かないと、物事はうまくい

かないことは明らかでございます。その点、しっかり分かるような書き方にさせていただかないと、当面の対応だけ書かれるとうまくいかないのではないかとすることは皆さん心配になられると思いますので、繰り返しになりますが、理想像からのバックキャストでロードマップが何となく感じ取れるような文章にさせていただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

続きまして、生貝構成員、どうぞ。

○生貝構成員 ありがとうございます。

私から本当に簡単に3点ほど、こちらの8についてなのですがすけれども、まず今日前半の御発表を含めてデータ仲介者というところについて様々な形で取り上げられている。そして、今後の検討の在り方の中では、以前データの協同組合というキーワードも僕が欠席のときに出たところでもございましたけれども、例えばああした仕組みは必ずしも企業の主導だけではない、個人の側がある種所有する形でのデータ仲介者をどのように育てていくかといった取組として、欧州をはじめ世界各国で重視されつつある。様々な形の、そして様々なガバナンス、メカニズムのデータ仲介者の多様性をぜひ考慮をいただきながら、仲介者についての幅広い検討をしていただきたいということが1点目でございます。

2点目としまして、こちらの資料の中の3の(4)に当たるところですね。2ページ目に入っているところでもございますけれども、これはデータのライフサイクルにおける関係者といったときに、今回データホルダーを前に置いていただいているのですけれども、この検討会の最初に御案内させていただいた例えばデータアクトの考え方の中心にあることの1つとして、IoTデータであれば、データを現実に保有している人のほかに、そのデータを生成したことに対して貢献をしているステークホルダーが様々な形にいる。それは例えば工場であれば、あるいは工作機械等であれば、そのデータが観察される側のある種のデータを生み出される側に存在するプレーヤーのほうでもございますけれども、彼らの側が例えばどのようなデータに対するアクセス権や利用権を持つべきかといったことが考慮されているところがある。この辺りはまだ今後整理が日本でも必要なところかと思っておりますけれども、ぜひ関係者といったときに、このホルダーと仲介者と提供者だけでは必ずしもないといったような関係者の多様性、多義性は少し粒度高く見ていけるとよいのかと思っております。

最後に、これも未来的な将来的な論点も含めて、ここしばらくデータのある種の公正性に関して、比較的これまでですとある種の個人の権利利益の保護に焦点が大きく当てられてきたということがここ数十年の経緯としてあるわけですがすけれども、ここしばらくある種の集団の権利といったものを重視する、広くデータジャスティスと呼ばれる概念でありますけれども、そうしたことが国際的にも活発に議論されるようになってきています。例えばAIが差別をするというのは個人だけではなくて、特定の集団を不利益に扱うといったことも生じ得る。これは典型的にはデータアクトの中の禁止AIの中に、個人だけではなくその集団を不利益に扱うようなAIの在り方といったことも大きく言葉として取り上げられ

ているところがございますけれども、そういった広くデータに関わる公正さをどのように考えていくかも、我が国の議論としてもそろそろ視野に入れ始めてよいのかと感じているところがございます。

取りあえず以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、異構成員、お願いいたします。

○異構成員 巽でございます。

私からも数点のみコメントさせていただきます。

初めに稲谷構成員が少しおっしゃっていたデータセキュリティーの話なのですが、データガバナンスという項目の1つとして扱うこと自体はあり得る筋だと思いますが、ここで並んでいるほかのものに比べると、データセキュリティーはかなり具体的な取組になりますので、「4. 分野横断的な改革事項」の1つにデータセキュリティーを入れていただいてもいいのではないかという感触を持っております。稲谷構成員の発言と重なるのですが、組織体制の整備というよりも、データを取り扱う際の技術的な与件を整備するところに要点があると思いますし、既にNISC等でのサイバーセキュリティーの取組が具体的に存在していますので、データセキュリティーの取扱いの部分に関しては、稲谷構成員に賛同するというコメントをまずさせていただきます。

もう一点は、たびたび出ておりましたデータ戦略の司令塔機能の話なのですが、私もこの会議の中でデジタル庁が作成している基本原則との連関などを申しまして、デジタル庁にデータ戦略の司令塔機能を担っていただく根拠自体はあるという話をしておりました。今回、取りまとめの基本方針の冒頭で「目指すべき将来像（データ駆動社会）」というものが挙がっておりますが、司令塔機能をどこかに発揮してもらおうということになると、何について司令するのかがはっきりしないといけないわけで、この基本方針だとこの「目指すべき将来像」としての「データ駆動社会」に向けた政府の取組を司令する機能をどこかに持たせたいという流れになると思います。そうすると、この「データ駆動社会」というものを、もう少し具体的に説明して、特に日本のこれまでのデジタル政策との関係をはっきりさせていくことが必要であるように思っております。

データ駆動社会やデータ駆動型社会といった用語は、いろいろな文書で散発的に用いられていますけれども、中身はあまりはっきりしていないように思います。ほかにも、例えば科学技術・イノベーション基本計画だと「データ駆動型研究」という言葉が使われていたりします。「データ駆動」という言葉を、「社会」という言葉に結びつけて明確な将来像とするのは、それなりに大きな政策決定なのではないかという気がします。既存の各種の政策文書との平仄を見ながら、司令塔機能を何について発揮してもらおうのかがはっきりする文章になるとよいかと思っております。以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

もう手を挙げていらっしゃる方はいらっしゃらないようですので、今まで御質問も出て

おりますので、それにつきまして事務局から。

○木尾参事官 事務局です。

簡単にいただいたところでコメントをさせていただきます。

まず、ガバメントアクセスのところについて、丹野構成員がおっしゃるとおりのことだと思いますので、何らか考えたいと思っております。

稲谷構成員、巽構成員がおっしゃったデータセキュリティーの位置づけについて、再考させていただきたいと思っております。

体制整備、巽構成員からも御指摘がありましたけれども、これについても何についての司令塔なのかも考えたいと思っております。

生貝構成員から御指摘がありましたけれども、データ協同組合ももう少し考えますが、重要なところだと思っておりますけれども、消費者も含めたデータを生成する人の位置づけも考えたいと思っています。

冒頭に申し上げたほうがよかったですけれども、いわゆるデータポータビリティについては、EUではデータ法に明確に広範に書かれているところでもありますけれども、事務局としては、日本企業の知財等との関係もあるので、やや慎重に考えているところがございまして、こちらについては、今日を踏まえてまた別途御意見をいただけたと思っておりますので、御意見がもしあれば、別途ぜひ頂戴できればと思っております。データポータビリティについてはやや慎重に考えているということでございます。

以上です。

○山澄審議官 いずれにいたしましても、本日、多岐にわたって資料8についてもコメントをいただきまして、もちろんこれ以前の検討会の御議論も踏まえまして、今日は骨子ですけれども、本文を早急に作成いたしまして、それを基にまた御相談させていただくというフェーズに移りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、まさにちょうど終わりの時間になりましたので、これくらいにさせていただきます。

大変活発な議論を展開していただきまして、ありがとうございます。

事務的なことを事務局から。

○山澄審議官 事務局でございますが、次回第11回の検討会は5月13日の火曜日14時からの開催を予定してございますので、よろしく願いいたします。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、本当に時間のとおりでございますけれども、以上をもちまして本日のデータ利活用・システム検討会を終了させていただきます。

その他、御意見がございましたら事務局にペーパーで提出していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本当にこれで終了いたします。ありがとうございます。